

第5 不活性ガス消火設備

1 設置方法等

- (1) 移動式の不活性ガス消火設備の設置できる防火対象物又はその部分は、規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外」の場所とし、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外」については別に定める取り扱いによること。
- (2) 全域放出方式及び局所放出方式の不活性ガス消火設備は、法令等に基づき設置する場合以外であっても、常時人がいない部分以外の部分には設置しないこと。
- (3) 全域放出方式の防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する部分に面して設けないこと。
- (4) 全域放出方式の防護区画の高さは、50m以下とすること。
- (5) 全域放出方式の不活性ガス消火設備を地階に設ける場合は、当該防護区画の床面積を500㎡以下とすること。ただし、次に定める場合にあっては、この限りでない。
 - ア 防火対象物の地階の階数が1であること。
 - イ 防護区画の外周の2面以上及び周長の2分の1以上が外気に開放された部分（以下「ドライエリア等」という。）に隣接していること。
 - ウ ドライエリア等に面して避難口（9防護区画(5)及び(6)に準ずること。）が設けられていること。
 - エ ドライエリア等には、地上へ出るための斜路、階段等の施設が設けられているとともに、当該施設まで避難口から幅員1m以上の通路が確保されていること。
- (6) 全域放出方式の防護区画内に固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を防護区画の体積から減じること。
- (7) 不活性ガス消火設備（全域放出方式に限る。）1ユニットに設ける防護区画の総数は10区画以内とすること。
- (8) 全域放出方式の一の防護区画には、原則として2以上の室を含まないこと。ただし、主となる室の附室で両室が空調設備等のため構造上別の防護区画とできない場合等は、同一区画とすることができるものとする。
- (9) 全域放出方式の防護区画は、上下2層に渡る部分を一の防護区画としないこと。
- (10) 全域放出方式の防護区画ごとの消火剤は次によること。

なお、過去の事件事例を鑑み、努めて二酸化炭素以外の消火剤を使用すること。

防火対象物又はその部分		消火剤					
		CO ₂	窒素	IG-55	IG-541		
常時人がいない部分以外の部分		×	×	×	×		
常時人がいない部分	防護区画の面積が 1,000 m ² 以上又は体積が 3,000 m ³ 以上のもの	○	×	×	×		
	その他のもの	自動車の修理又は整備のように供される部分	○	○	○	○	
		駐車のに供される部分	○	○	○	○	
		発電機室等	ガスタービン発電機が設置されるもの	○	×	×	×
			その他のもの	○	○	○	○
		多量の火気を使用する部分	○	×	×	×	
		通信機器室	○	○	○	○	
指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	○	×	×	×			

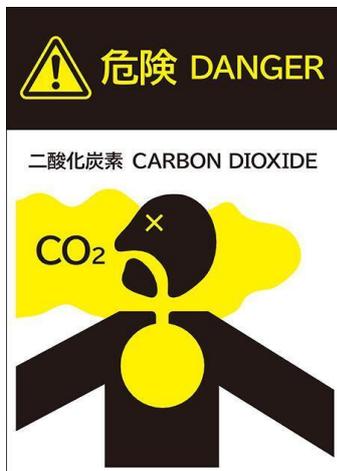
○：設置できる。 ×設置できない。

※ 窒素、IG-55 及び IG-541 については、×印の部分でも 16(1)により評価を受けて設置することができる。

2 貯蔵容器置場

- (1) 貯蔵容器置場は、防護区画内を経ることなく廊下等の共用部から出入できる場所に設けること。
- (2) 貯蔵容器置場は、不燃材料（出入口にあつては、避難方向開きの常時閉鎖式防火戸とすること。）で区画された専用室とすること。
- (3) 貯蔵容器置場は、室温 40℃以下とするための有効な換気がなされること又は室温 40℃以下とするための有効な換気設備が設置されていること。
- (4) 貯蔵容器置場の出入口には、「不活性ガス（消火剤名）消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。

また、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）については、次の標識を設けること。



第5-1図

- 大きさ : 縦 30cm 以上、横 30cm 以上
 地色 : 白色
 人 : 黒色
 煙 : 黄色
 文字 : 「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。
 シンボル : 地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。

⚠ この室は

二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを
確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上
横 30cm 以上
地 色：黄色
文 字：黒色

第5 - 2 図

- (5) 貯蔵容器置場内には、非常用照明装置を設けること。
- (6) 貯蔵容器置場内は、点検及び貯蔵容器等の交換に必要な空間が確保されていること。
- (7) 貯蔵容器置場及び貯蔵容器には、次の表示を設けること。
 - ア 貯蔵容器置場

消火設備の概要

- 1 設置場所
- 2 防護容積
- 3 ヘッドの種別及び数量
- 4 放出方法及び放射時間
- 5 消火剤の種別・数量
- 6 加圧ガスの種別・数量
- 7 その他必要な事項
- 8 設置年月
- 9 施工者名

(注) 防護区画が2以上の場合、設置場所、防護容積等の表示部に、それぞれの防護区画がわかるように区分して表示すること。

イ 所蔵容器

不活性ガス消火設備消火薬剤

- 1 消火剤の種類
- 2 消火剤量
- 3 製造年
- 4 製造者名

(注) 防護区画が2以上の場合、設置場所、防護容積等の表示部に、それぞれの防護区画がわかるように区分して表示すること。

3 配管等

- (1) 鋼管を用いる配管及び管継手の防食処理は、その内外の両面に施したものであること。
- (2) 配管を地中に布設する場合にあっては、ピットを設けて敷設する等の有効な防食措置を施すこと。
- (3) 容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品又は不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和 51 年消防庁告示第 9 号）に適合すると認められるものとする。
- (4) 放出弁は、認定品又は不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成 7 年消防庁告示第 1 号）に適合すると認められるものとする。
- (5) 選択弁は、認定品又は不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成 7 年消防庁告示第 2 号）に適合すると認められるものとする。
- (6) 噴射ヘッドは、認定品又は不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成 7 年消防庁告示第 7 号）に適合すると認められるものとする。
- (7) 配管には、他の設備配管と明確に区別することができる措置をすること。
- (8) 建築物の免震部及びエキスパンションジョイントによる接続部等を貫通する配管は、可撓継手等を用い耐震上の保護をすること。

4 制御盤

- (1) 全域放出方式の制御盤は、認定品又は不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成 13 年消防庁告示第 38 号）に適合すると認められるものとする。
- (2) 制御盤付近には次に示す図書等を備え付けること。
 - ア 機器構成図
 - イ 系統図
 - ウ 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図
 - エ 閉止弁の開閉操作手順及び手動切替え装置の操作手順
 - オ 予備品
- (3) 制御盤は、原則として点検に便利な貯蔵容器置場に設け、安全かつ容易に操作ができる空間を確保すること。
- (4) 制御盤は、地震等の振動に耐えるよう設置すること。

5 火災等の表示装置

次の(1)から(5)までに掲げる内容（以下「移報項目」という。）を自動火災報知設備の受信機に表示するとともに警報を発すること。

ただし、自動火災報知設備が設置されていない場合にあっては、移報項目を表示するとともに警報を発することができる装置（以下「火災表示盤」という。）を常時人のいる場所又は機械式立体駐車場の操作部等若しくは手動式の起動装置の直近に設置するとともに、防護区画の配置図及び取扱説明書を備えること。

なお、火災表示盤を設置する場合にあっては、防護区画ごとによらず移報項目は

それぞれ一括表示とすることができる。

- (1) 閉止弁の開閉の状態
- (2) 消火設備の起動
- (3) 防火区画ごとの起動方式（自動又は手動）
- (4) 防火区画ごとの火災の発生
- (5) 防火区画ごとの消火剤の放出

6 音響警報装置

- (1) 音響警報装置は、認定品又は不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準（平成7年消防庁告示第3号）に適合すると認められるものとする。

なお、音量調整用のダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等でダイヤルを固定すること。

- (2) 音響警報は、放送設備と連動して遮断しないこと。
- (3) 音声による警報を発するスピーカーは、音声警報が防護区画内のいずれの部分においても明瞭に聞きとれる必要があるため、放送設備又は業務用等のスピーカーと隣接して設置しない等の措置をすること。
- (4) 音声警報装置の増幅器及び再生装置は、貯蔵容器置場等で直射日光及び高温多湿となる場所を避けて設けること。
- (5) 音響警報装置のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転等の附置等の措置をすること。

7 起動装置

- (1) 全域放出方式の起動は、次によること。

ア 二酸化炭素を放射するものにあつては、手動式とすること。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては自動式とすること。

なお、自動式とする場合は、次の例により注意文章を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。

⚠ 消 火 設 備 連 動

この受信機(制御盤)に接続された感知器には、消火設備と連動しているものがあり、作動試験により消火剤が放出される危険性がありますので、点検開始前に必ず確認し、連動停止などの必要な措置を行ってください。

地色：赤色 文字：白色

イ 窒素、I G-55及びI G-541を放射するものにあつては自動式とすること。
ウ 点検等で防護区画内が有人となる場合には、手動式に切り替えられること。

- (2) 自動式の起動装置

ア 系統の異なる2以上の感知器の火災信号を受信した場合に起動する方式とし、火災信号の受信の方法は、次のいずれかの方式とすること。

(ア) 不活性ガス消火設備専用に設けた感知器の火災信号と自動火災報知設備の受信機を経由した感知器の火災信号を制御盤で受信する方式

(イ) 不活性ガス消火設備専用として設けた系統の異なる2以上の感知器の火災信号を制御盤で受信する方式

イ 感知器は、次により設けること。

(ア) 感知器は、防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条に準じて設けること。前ア(ア)の自動火災報知設備の感知器の警戒区域は、不活性ガス消火設備専用に設けた感知器と警戒区域を同一とすること。

(イ) ア(イ)の「系統の異なる2以上の感知器」は同一の種別の感知器としないこと。

(ウ) 不活性ガス消火設備専用として設ける感知器は、当該感知器又はその直近に、不活性ガス消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。また、自動火災報知設備の感知器で不活性ガス消火設備の起動信号を兼ねるものにあっても、その旨の表示をすること。

(3) 手動式の起動装置

ア 手動式の起動装置は、振動、衝撃、腐食等の影響を受けるおそれがなく、当該防護区画内を見とおすことができ、かつ、避難が容易で安全な場所に設けること。

イ 全域放出方式の手動式の起動装置は、当該防護区画の外で主要な出入口の直近に設けること。

ウ 手動式の起動装置には、見やすい箇所に次の例のような表示を設けること。

(ア) 手動式の起動装置の表示

不活性ガス消火設備 手 動 起 動 装 置	大きさ：縦 10cm 以上×横 30cm 以上 地 色：赤色 文字色：白色
--------------------------	--

(イ) 注意事項の表示

⚠ 注 意 事 項

- 1 火災のとき以外に手をふれないこと。
- 2 火災のときは、次のことに注意すること。
 - (1) 室内に人がいないことを確かめる。
 - (2) この扉を開くと退避指令の放送が鳴る。
 - (3) ボタンを押すと出入口の扉(又はシャッター)が締まり〇〇秒後に(消火剤名)が室内へ吹き出す。
 - (4) 出入口上部の「ガス消火剤充满」が点灯しているときは、出入りを禁止する。
 - (5) 速やかに安全な場所に退避する。
- 3 あやまってボタンを押したときは、すぐに緊急停止(非常停止)ボタンを押して下さい。その後、責任者又は管理会社等に連絡してください。

(注1) 音響警報装置がサイレン又はベルの場合は、文中の2(2)の「退避指令の放送」を「サイレン」又は「ベル」と書き替えるものとする。

(注2) 文字：2 cm 平方以上

(注3) 下地色及び文字色：下地色が白の場合は文字は黒、下地色がグレーの場合は文字は緑とする。なお、3については文字を赤色とする。

8 保安措置

- (1) 全域放出方式の防護区画の外側には、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯をすべての出入口付近の見易い位置に設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。

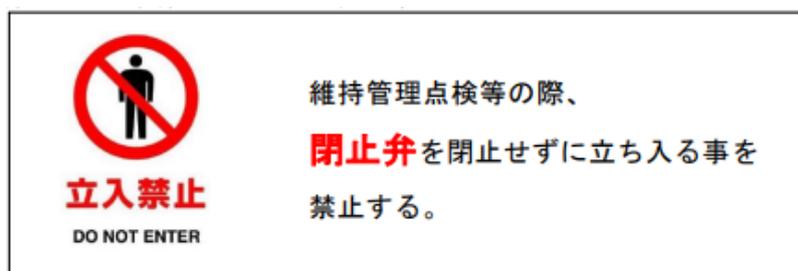
ガス消火剤充満
危険・立入禁止

本 体：赤色
大きさ：縦 8 cm×横 28cm 以上
地 色：白色又は暗紫色
文字色：赤色（消灯時は下地と同色）

- (2) 全域放出方式の防護区画の外側には、次の例のような表示を主要な出入口扉等の見易い位置に設けること。

ア 二酸化炭素を放射するもの

前2(4)第5-1図、第5-2図及び次の標識



大きさ：短辺 8 cm、長辺 24 cm 地色：白色 文字（字体・大きさ・色）：「立入禁止」（MS ゴシック・太字 36・赤色） 「DO NOT ENTER」（MS ゴシック・太字 18・黒色） 「維持管理点検等の際、閉止弁を閉止せずに立ち入る事を禁止する。」（MS ゴシック 28・黒色（閉止弁のみ 36・太字・赤色））

イ 窒素、I G-55 及び I G-541 を放射するもの

⚠ 注意事項

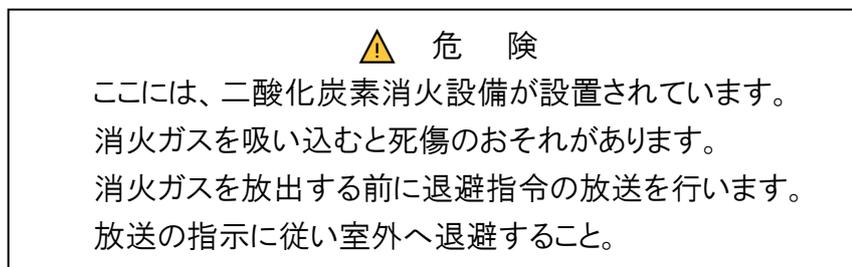
この室は、不活性ガス(消火剤名)消火設備が設置されています。
消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

大きさ：縦 20cm 以上×横 30cm 以上 地色：グレー 文字色：緑

(3) 全域放出方式の防護区画内には、見易い位置に次の例のような表示を設けること。

ア 二酸化炭素を放射するもの

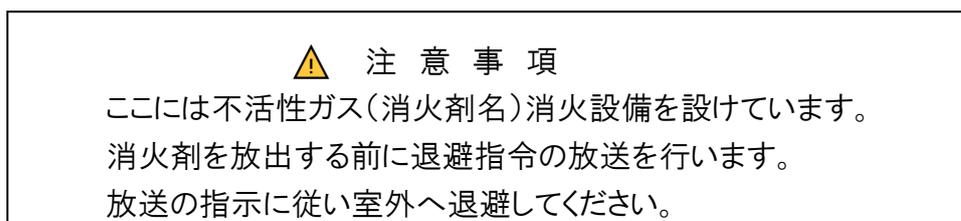
前 2(4)第 5 - 1 図及び次の標識



大きさ：縦 27cm 以上×横 48cm 以上 地色：黄色 文字：黒色 文字：2.5cm 平方以上

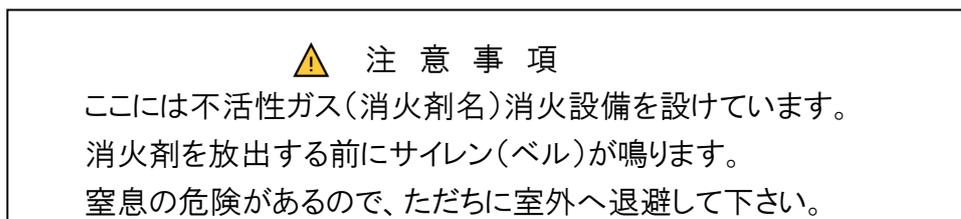
イ 窒素、I G - 55 及び I G - 541 を放射するもの

(ア) 音声警報装置が音声の場合



大きさ：縦 27cm 以上×横 48cm 以上 地色：黄 文字色：黒 文字：2.5cm 平方以上

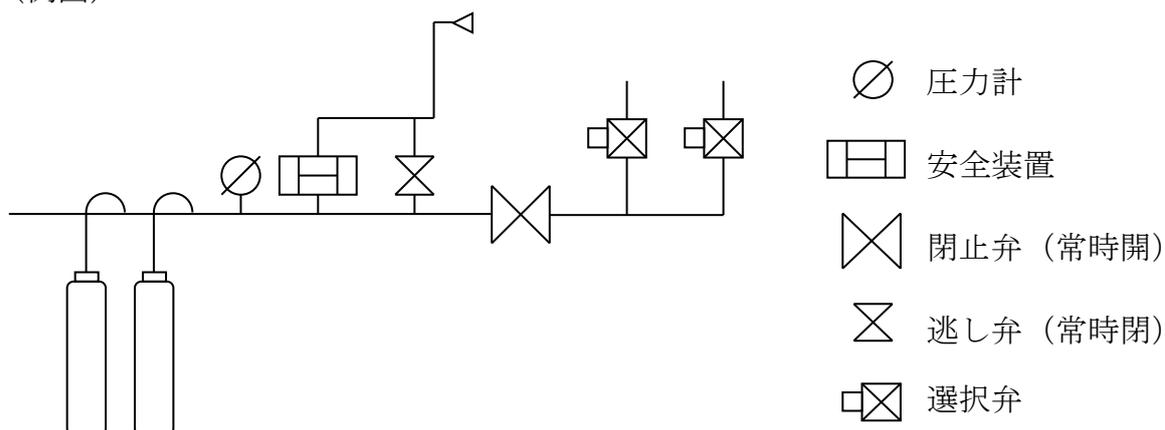
(イ) 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦 27cm 以上×横 48cm 以上 地色：黄 文字色：黒
文字：2.5cm 平方以上

(4) 集合管には、次の例図に示すように閉止弁、逃し用放出管、安全装置、圧力計を取り付けること。

(例図)



(5) 閉止弁は、認定品又は「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」(令和4年消防庁告示第8号)に適合すると認められるものとするほか次によること。

ア 原則集合管に設けること。ただし、設置場所が確保できない等、やむを得ない場合は操作管に設けることができる。

イ 閉止弁の閉止状態を作業員等が十分判別できるように、操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、自動火災報知設備の受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること。

ウ 表示灯による点滅表示ができない場合は、作業員等が閉止弁の閉止状態を判別するための警報音を付加すること。

(6) 逃し用放出管は、次によること。

ア 逃し用放出管は、消火薬剤を有効かつ安全に大気に放出できる口径とすること。

イ 逃し弁本体に「常時閉」の表示(板)を設けること。

ウ 放出口は、人が直接吸引するおそれがなく高濃度の消火剤が滞留するおそれがない場所及び給気口又は窓等から防火対象物内部に消火剤が流入するおそれがない場所(以下「消火ガス放出場所」という。)で、地上からの高さが9m以上の位置に設けること。ただし、逃し用放出管の放出端に圧力を低下させるためのホーン等を設け拡散放出することにより、安全が確保できる場合はこの限りでない。

(7) 起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、起動用ガス容器内のガスの漏洩により貯蔵容器が開放しないよう誤作動防止のための逃がし弁(起動用ガス容器内のガス漏洩時の低圧では開放して操作管内の圧力上昇を防止し、起動用ガス容器開放時の高圧では閉止する機能を有する弁をいう。以下「リリース弁」という。)を設けること。ただし、操作管へのリリース弁の設置以外の方法により操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

なお、リリース弁の基準は、参考資料5「二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準」によること。

(8) 全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開閉までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。

ア 二酸化炭素を放射するものは、遅延時間を20秒以上とすること。

イ 窒素、IG-55及びIG-541を放射するものは、直ちに放出（5秒以内）すること。ただし、防護区画の形成のため直ちに消火剤を放射できない場合は、防護区画の形成に要する時間（20秒以内）とすることができる。

(9) 全域放出方式の手動式の起動装置には、遅延時間内であれば消火剤が放射されないようにできる「緊急停止ボタン」等を設けること。

9 防護区画

全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置した防護区画は、次によること。

(1) 防護区画の開口部は防火戸とすること。

(2) 防護区画に設ける開口部は、人の出入り、換気等のための必要最小限のものとする。

(3) 換気口及びダクト等の開口部は、ダンパー等を設け、当該消火設備の起動と連動して閉鎖（閉鎖用にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。）すること。ただし、二酸化炭素を放射するもので、外部に漏れる量以上の量の消火剤を有効に追加して放出することができる設備（床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部で、放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの、天井が高い防護区画で床面からの高さが階高の3分の2を越える位置に換気ガラリ等があるもの又は保安上の危険があるものを除く。）にあつては、この限りでない。

(4) 避難の用に供する廊下に面して防護区画の開口部がある場合は、防護区画内において放出された消火剤のほか火災の際に生じた有害物質が、避難の用に供する廊下等に著しく漏れるおそれの少ない構造の防火戸等（JIS A4702又はA4706で定める気密性能がA-3等級以上のものとする。）を設けること。

(5) 防護区画は、各部分からの歩行距離が30m以上となるように複数の出入り口を設け、二方向避難を確保すること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、各部分からの1の出入口までの歩行距離が30m以下である場合にあつては、この限りでない。

(6) 防護区画に設ける出入口等は次によること。

ア 出入口の扉は、原則として防護区画の外側に随時開くことができること。

イ 出入口の扉は、自動閉鎖装置付のもの又は当該消火設備の起動と連動して作動し、放出前に閉鎖する装置を設けたものとする。

ウ 出入口の扉は消火剤の放射による室内圧の上昇により容易に開放しないものとする。

エ 出入口の扉は、幅75cm、高さ120cm以上とすること。

オ 出入口を自動扉とする場合は、停電時には自動的に扉が閉鎖するとともに、随時手動による開放が可能で、かつ、手動解放後は自動的に閉鎖する構造とすること。

カ 電動式シャッター等は、当該消火設備の起動と連動して放出前に閉鎖する装置を設けたものとするとともに、停電時においても閉鎖する非常電源を有するものとする。

キ 窓は開放できない構造とすること。なお、ガラスを用いるものにあつては、網入りガラス又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有するもので、飛散防止フィルム等の飛散防止の措置が施されたものとする。

(7) 防護区画内には、当該防護区画の存する防火対象物の用途及び規模により、令第26条第2項及び規則第28条の3に準じて誘導灯（規則第28条の3第3項第1号ハかっこ書きの適用は行わない。）を設置すること。

(8) 防護区画の換気装置は当該消火設備の起動と連動し停止すること。

(9) 防護区画内で可燃性気体又は可燃性液体を燃料として使用する機器は、当該消火設備の起動と連動して自動的に燃料の供給を遮断し運転を停止すること。ただし、機器の急激な停止に危険が伴うもの又は機器の急激な停止が困難で多量の給排気を伴うガスタービン等にあつては、防護区画外からの給排気専用のダクト等を設ける等、消火に支障のない構造とすること。

(10) 全域放出方式の不活性消火ガス設備を設けた防火対象物は、原則として、消火剤を放射した防護区画を通過しなくては避難できない部屋、廊下等を設けてはならない。ただし、常時無人の小規模な機械室等で消火剤が防火区画に放出される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第17号の例（音声による警報装置に限る。）により設けた場合にあつてはこの限りでない。

(11) 不燃材料で造られた天井で防護区画内と天井内との間に気密性がない構造の場合は、原則として天井内を防護区画に含めること。

(12) 高層立体駐車場等に複数の昇降装置等が存する場合については、昇降装置等ごとに防火区画を形成するとともに、隣接防火区画に避難できる扉等を設けること。

(13) 高層立体駐車場等については、有効な位置に出火場所の特定又は鎮火確認等のため点検口等を設けること。なお、当該点検口の大きさは60cm角以上の防火戸とし、おおむね高さ15m未満ごとに設けること。

10 防護区画に隣接する部分に係る安全対策

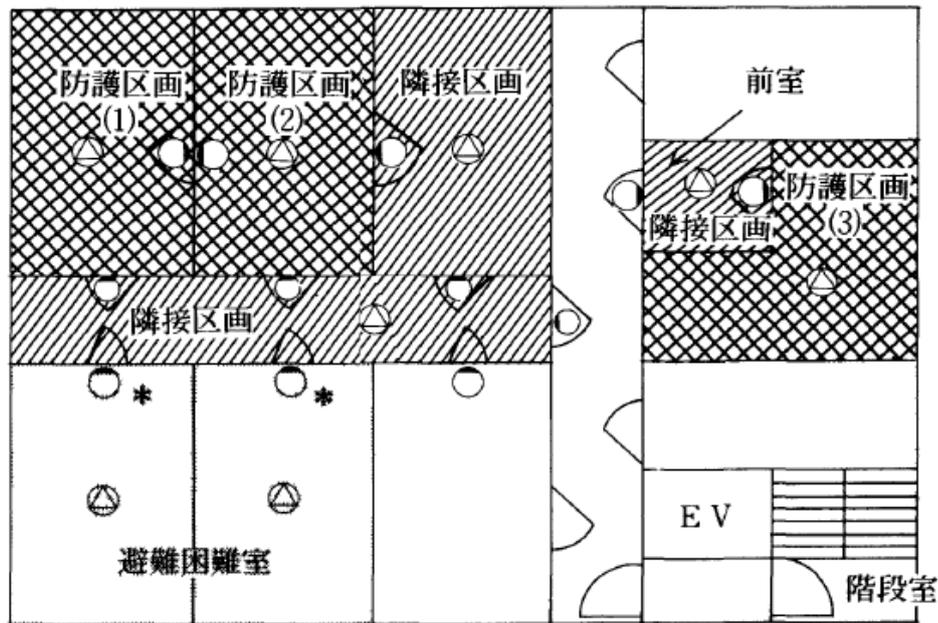
全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置した防護区画に隣接する部分に係る安全対策（窒素、IG-55及びIG-541を放射するものにあつては、防護区画の位置・構造等を勘案して必要とする場合に限る。）は次によること。ただし、防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分（以下「隣接区画」という。）に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合にあつては、この限りでない。

(1) 防護区画又は隣接区画以外の部分で、隣接区画を経由しなければ退避すること

ができない部屋（以下「避難困難室」という。）には、消火剤が防護区画に放出される旨を有効に報知できる音響警報装置を規則第19条第5項第19号の2ハの例により設けること。

なお、この措置を講じた避難困難室については、規則第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず放出表示灯の設置を省略することができるものとする（例図参照）。

（例図）



凡例

 : 出入口	 : 防護区域
 : 放出表示灯	 : 防護区域に隣接する部分 (隣接区域)
 : スピーカー	 : 避難困難室

注) ○のうち*印のついたものは、当該避難困難室に△を設ければ設置を省略して差し支えない。

- (2) 規則第19条第5項第19号の2ロの規定に基づく放出表示灯は規則第19条第5項第19号イ(ハ)に規定するものと同じのものとすることができる。
- (3) 隣接区画のすべての出入口（防護区画の出入口を除く。）扉等の外側の見易い位置に、次の例のような表示を設けること。

ア 二酸化炭素を放射するもの

第5-1図及び次の標識

 危険

ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷のおそれがあります。

消火ガスが放出された場合は、退避すること。

近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確認すること。

大きさ：縦 20cm 以上×横 30cm 以上 地色：黄色 文字：黒色
 イ 窒素、I G-55 及び I G-541 を放射するもの

 注 意

この室は、隣室に設置された不活性ガス(消火剤名)消火設備の
 消火ガスが充満するおそれがあります。
 消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。
 室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。

大きさ：縦 20cm 以上×横 30cm 以上 地色：グレー 文字色：緑

- (4) 防護区画から隣接区画に漏洩した消火剤及び燃焼生成ガスを、8(6)ウに規定する消火ガス放出場所に排出するため 12 の例による排出措置を講ずること。ただし、排出措置を機械排出装置とした場合は、防護区画と隣接区画の機械排出装置を兼用することができる。
- (5) 隣接区画に設ける出入口は次によること。
- ア 隣接区画に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものとして、通常の出入口又は退避経路として使用されるものに限る。）は、原則として当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとすること。
 - イ 出入口の扉は、自動閉鎖装置付のもの又は当該消火設備の起動と連動して閉鎖する装置を設けたものとすること。
 - ウ 出入口を自動扉とする場合は、停電時には自動的に扉が閉鎖するとともに、随時手動による開放が可能で、かつ、手動開放後は自動的に閉鎖する構造とすること。
- (6) 隣接区画には、防護区画から漏洩した消火剤が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。
- (7) 「防護区画において放出された消火剤が開口部から隣接区画に流入するおそれがない場合若しくは保安上の危険性がない場合」は、次に該当する場合とする。
- ア 隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外気の気流が流通する場合
 - イ 隣接する部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模・構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の消火剤を吸入するおそれのある場合を除く。）
 - ウ 漏洩した消火剤が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

11 避圧措置

全域放出方式（二酸化炭素を放射するものを除く。）の不活性ガス消火設備を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置（以下「避圧措置」という。）をすること。

- (1) 避圧措置は、原則として自然排出とすること。ただし、自然排出以外の方法で

確実に排出することが確認できる方法であれば当該排出によることができる。

- (2) 避圧措置として設ける排出口（以下「避圧口」という。）は、地上からの高さが9 m以上の8(5)ウに規定する消火ガス放出場所に設けること。ただし、安全が確保できる場合は、この限りでない。
- (3) 避圧口は噴射ヘッドから放射された消火剤が直接あたる場所に設置しないこと。
- (4) 避圧口は防火戸と同等以上の耐火性能を有するとともに、消火剤の放出終了までに確実に閉鎖する機構が設けられたものであること。
- (5) 防護区画の許容圧力は、原則1,000 Pa以上とすること。
- (6) 避圧口の面積算定方法は、次によること。

【例：窒素】

$$A = K \times Q / \sqrt{P - \Delta P - P_u}$$

A：避圧口面積（c m²） K：消火剤による定数（134）

Q：噴射ヘッドからの最大流量（m³/分） P：防護区画の許容圧力（Pa）

ΔP ：ダクトとの損失（Pa） P_u ：外気風圧（避圧口に対する押し込み圧力）

【外気風圧の計算例】

$$P_u = (1/2) \times 1.21 \times (\text{江南市における過去10年間の最大風速 (m/s)})^2$$

$$\text{又は } P_u = (1/2) \times 1.21 \times (30 \text{ m/s})^2 = 545$$

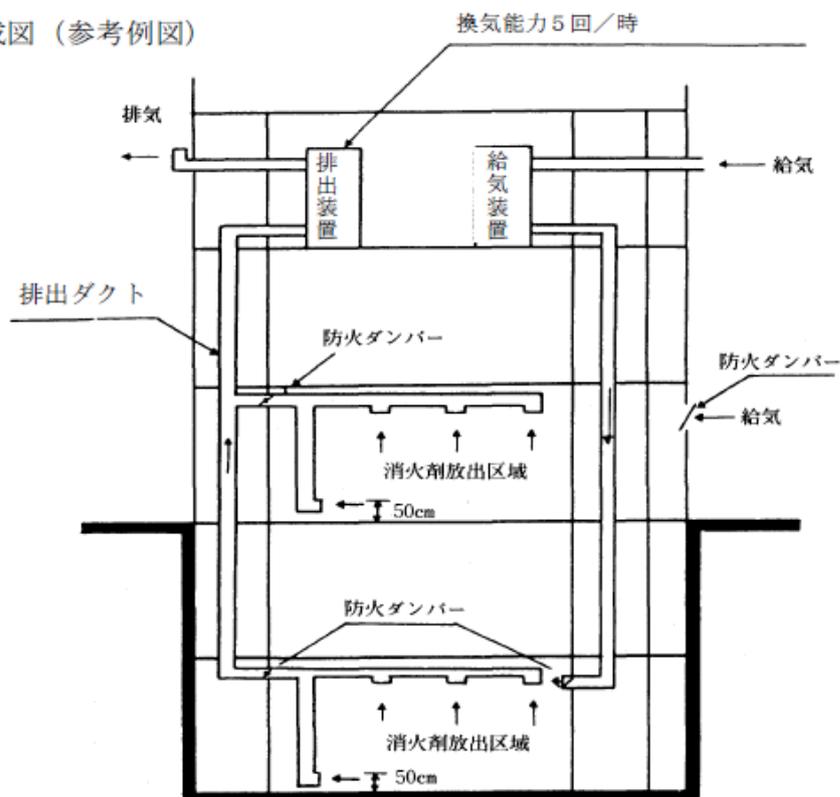
12 排出措置

放出された消火剤及び燃焼生成ガスの排出措置は、原則として機械排出とし、次に定める方法で排出することができるものであること。

- (1) 機械排出装置（以下「排出装置」という。）の換気能力は、おおむね1時間当たり5回程度の能力を有すること。ただし、放出された消火剤及び燃焼生成ガスが有効に排出されることが確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 排出装置を起動する場合には、当該防護区画への給気ができること。
- (3) 屋外に排出された消火剤及び燃焼生成ガスが局部的に滞留しないこと。
- (4) 排出装置の排出口は、地上からの高さが9 m以上の8(5)ウに規定する消火ガス放出場所に設けること。ただし、安全が確保できる場合は、この限りでない。
- (5) 排出ダクト及び給気ダクトは、原則として専用ダクトとすること。ただし、他の一般換気用ダクト等で、ダンパーの制御により、有効かつ安全に排出できるものにあつては、この限りでない。
- (6) 排出装置の給気口の1以上は、床面からの高さがおおむね50cm以下の位置とすること。ただし、有効に消火剤及び燃焼生成ガスが排出できると認められるものにあつては、この限りでない。
- (7) 排出装置（ダクト及びダンパーを除く。）は、原則として当該防護区画外に設けること。
- (8) 排出装置の起動及びダンパー等を復旧するための操作部は、当該防護区画外で容易に接近できる安全な場所、貯蔵容器置場又は防災センター等に設け、その直

近に操作方法を明記したマニュアル等を掲出すること。

排出装置等構成図（参考例図）



注1 排出装置、給気装置及び防火ダンパーは、起動装置と連動しガス放出前に停止及び閉鎖すること。

2 排出装置又は給気装置の起動若しくは防火ダンパーの切替えは防護区画外でできること。

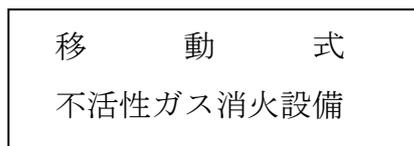
13 非常電源

排出装置及び給気装置の非常電源は、原則として自家発電設備又は蓄電池設備とすること。ただし、防火対象物に自家発電設備が設けられていない場合は、非常電源専用受電設備とすることができる。

14 移動式の不活性ガス消火設備

- (1) 移動式のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品又は移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準（昭和51年消防庁告示第2号）に適合すると認められるものとする。
- (2) 赤色の灯火を第1屋内消火栓7(5)イに準じて設けること。
- (3) 駐車場に設ける場合には、前面に車止等を設け操作に必要な空間を確保すること。
- (4) ホースの長さは、ホース接続口からの水平距離が15mの範囲内の防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。
- (5) 次の例のような表示をすること。

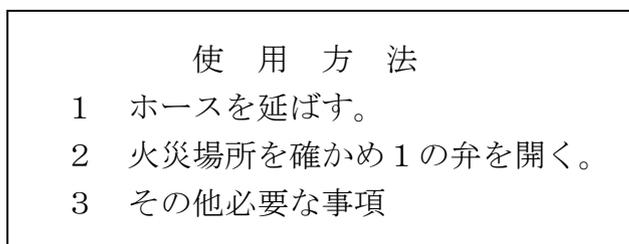
ア 名称の表示



大きさ：縦 10cm×横 30cm 以上

地 色：赤色 文字色：白色

イ 使用方法の表示



注：大きさ、記載内容等についてはそれぞれの機種、形状及び使用方法によること。

16 その他

- (1) 不活性ガス消火設備（窒素、I G-55 及び I G-541 を放射するものに限る。）を規則第 19 条第 5 項に定める場所以外の部分に設置する場合は、安全センターの評価において、「迅速に避難及び無人状態の確認が確実にできること」、「誤操作等による不用意な放出が防止されていること」などの安全対策が確認されているものに限り令第 32 条を適用し設置できるものとする。
- (2) 前(1)により設置する場合の取扱いは、「ガス系消火設備等に係る取扱いについて（平成 7 年 5 月 10 日、消防予第 89 号）」、「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて（平成 8 年 12 月 25 日、消防予第 265 号）」、「ガス系消火設備等の評価等について（平成 9 年 5 月 20 日、消防予第 95 号）」によること。
- (3) 不活性ガス消火設備の維持管理のため、放出される消火剤の毒性等について関係者に情報提供するとともに、ガス濃度測定器、空気呼吸器等の附置についても説示しておくこと。

参考資料

1 消火剤の主な物理・化学的性質

	二酸化炭素	窒素	I G - 55	I G - 541
化学式	CO_2	N_2	N_2 (50%) Ar (50%)	N_2 (52%) Ar (40%) CO_2 (8%)
分子量	44.01	28.02	33.95	34.0
沸点(°C. 1atm)	-78.5	-195.8	-190.1	-196
飽和蒸気圧 (25°C. kgf/cm ² abs.)	65.6	—	—	—
消炎濃度(vol%)	22.0	33.6	37.8	35.6
設計濃度(%)	34.0	40.3	37.9	37.6
放出後の酸素濃度 (%)	13.6	12.5	13.0	13.1
設計消火剤量 可燃性固体類又は 液体類によるもの	0.8 kg/m ³ ただし、可燃物によ り異なる場合がある	0.52 m ³ /m ³	0.477 m ³ /m ³	0.472 m ³ /m ³
毒性	LC50%	9以下	N/A	N/A
	LOAEL(%)	—	52	52
	NOAEL(%)	—	43	43
主な分解ガス	なし	なし	なし	なし
オゾン層破壊係数 (ODP)	0	0	0	0
地球温暖化指数 (GWP)	1	0	0	0.08
色	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
貯蔵状態	液体	気体	気体	気体
比重	1.524	0.97	1.17	1.17
におい	無臭	無臭	無臭	無臭

LC50：ラットに対する通常1～4時間暴露で、被検対象の50%が死亡する濃度

LOAEL：人がガスにさらされた時、毒性又は生理的変化を観察しうる最低濃度

NOAEL：人がガスにさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度

N/A：Not Available

2 消火原理

(1) 二酸化炭素

二酸化炭素は、熱容量の大きい気体で、一般の火災に対しては化学的に不活性（分解、化学反応等を起こさない。）である。したがって、二酸化炭素の消火作用には、

ア 燃料と空気の混合によって形成される可燃性混合気中の燃料及び酸素濃度を低下させ、燃焼反応を不活発にし消火に導く作用

イ 二酸化炭素の熱容量で炎から熱を奪い、炎の温度を低下させ燃焼反応を不活発にし消火させる作用の二つがあり、それらが複合し消火効果をあらわす。

また、保存容器中に液化され貯蔵されている二酸化炭素が、放出時に気化する時の蒸発潜熱も火炎の冷却に寄与し、消火剤としてより効果的に作用する。

(2) 窒素、I G-55、I G-541

窒素、I G-55、I G-541 を放射するものは、継続燃焼ができなくなる酸素濃度（以下「消炎濃度」という。）まで不活性ガスにより酸素濃度を低下させることにより火災を消火するものである。消炎濃度は、一般的に14.3%と考えられているが、十分な安全をみて12.5%から13%程度を目標に設計されている。

3 防護区画に放出された消火剤の危険性

(1) 二酸化炭素

空気中の二酸化炭素濃度による人体に対しての影響は、次のとおりである。

なお、消火剤として用いられる二酸化炭素の濃度は、防護区画の大きさ等にもよるが、概ね35%以上である。

ア 二酸化炭素濃度が2%で、呼吸が深くなり、濃度の上昇に伴い呼吸抵抗が増す。

イ 二酸化炭素濃度が3～6%で、過呼吸、あえぎ、悪心、吐き気などが現れる。

ウ 二酸化炭素濃度が7～9%以上で、激しいあえぎが現れ、約15分で意識不明となる。

エ 二酸化炭素濃度が10%以上で、調整機能が不能となり、約10分で意識不明となる。

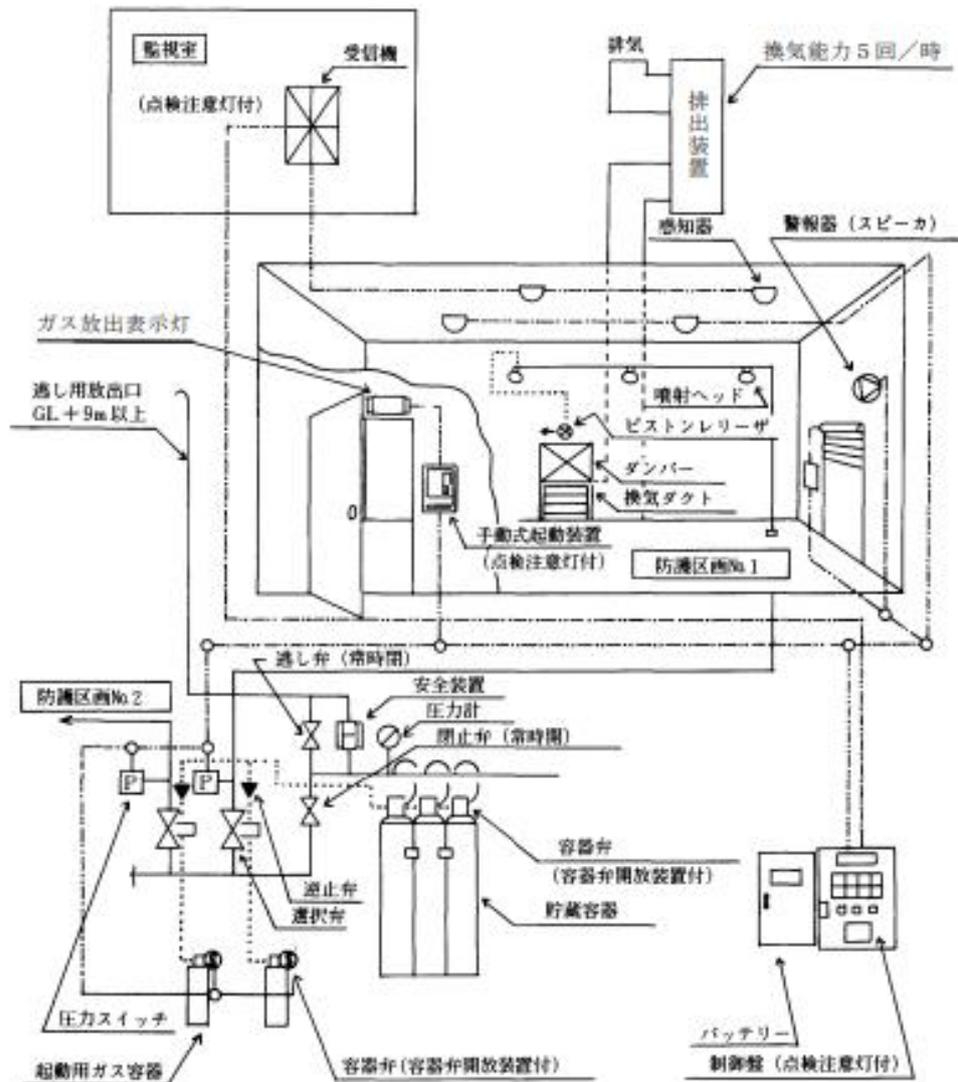
オ 二酸化炭素濃度が25～30%で、呼吸消失、血圧低下、感覚消失が生じ、数時間後に死に至る。

(2) 窒素、I G-55、I G-541

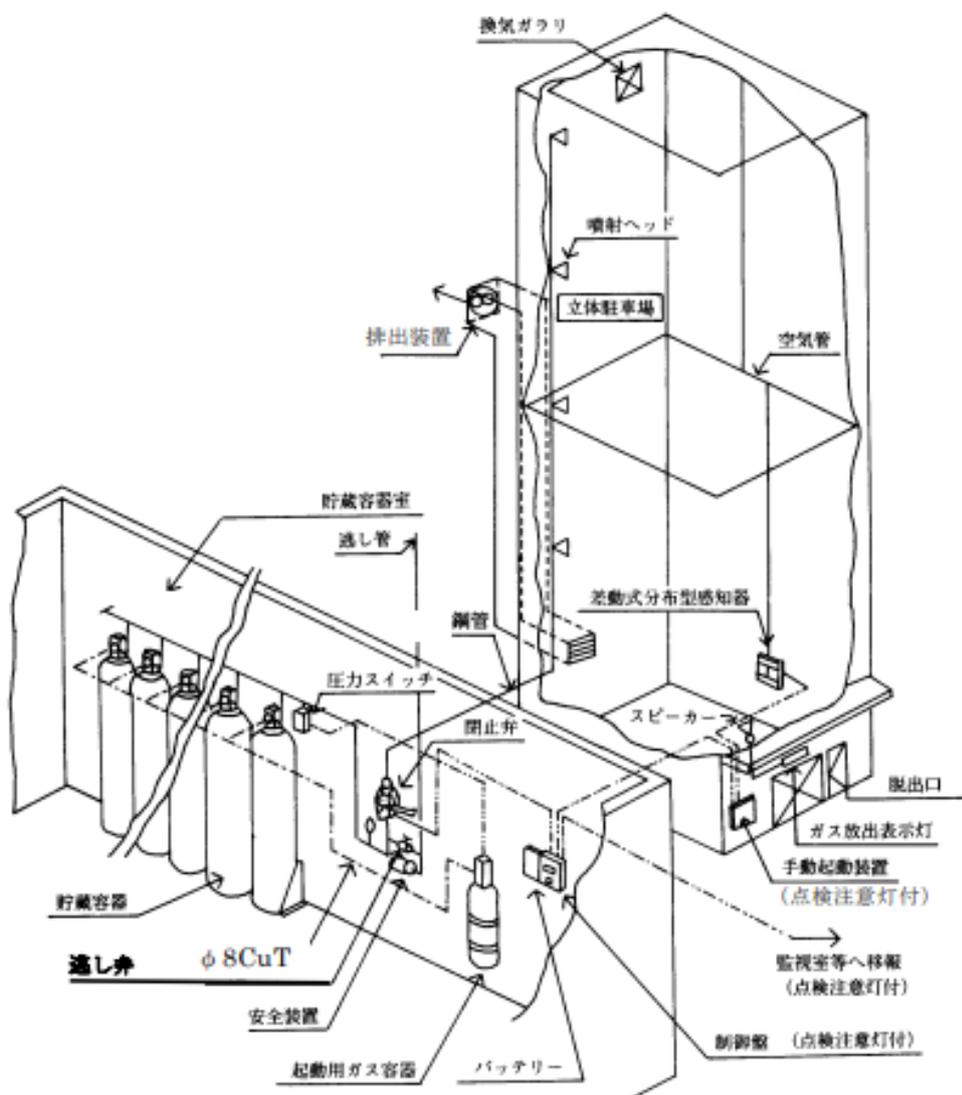
空気中の酸素濃度が10%以上の場合、短時間であれば人体には顕著な影響はないとされている。しかし、防護区画内（特に小さな防護区画）にダンボール、書籍等を多量に持ち込まれたりすると、消火剤を放出した防護区画内は設計濃度よりさらに酸素濃度が低くなり危険となる。

4 参考例図

(1) 不活性ガス消火設備系統図 (例1)



(2) 不活性ガス消火設備系統図 (例2)



〔感知器の設置方法〕

- 1 高層立体駐車場等においては、1の系統を煙感知器とすること。
- 2 煙感知器は1種若しくは2種を、壁面（車室の車の側面側）にそれぞれ1ヶ所以上、空気管と同じ高さの位置に設置すること。（最上部は、天井又は天井に近い位置に設置すること。）
- 3 最下端に設ける煙感知器は、非火災報を防止するため、車の乗入れ面から10m以上の位置に設置すること。
- 4 差動式分布型感知器は2種を、高さ15m未満ごとに設置すること。なお、火災時には上部ほど熱が滞留することから、上部にいくにしたがって設置間隔を密にすることが望ましい。

5 「二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準」

第1 趣旨

この基準は、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」(令和4年1月24日付け消防予第573号)第11に基づいて設置する二酸化炭素消火設備に用いる逃がし弁の構造、機能等について定めるものとする。

第2 構造及び機能

逃がし弁の構造は、次に定めるところによる。

- 1 作動圧力で開放し大気にガスを逃がし、閉止圧力で閉止するものであること。
- 2 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。
- 3 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。
- 4 本体の外表面は、使用上支障のおそれがある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。
- 5 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。
- 6 ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

第3 耐圧試験

逃がし弁の弁箱は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力(温度40度における起動用ガス容器、貯蔵容器又は貯蔵タンクの蓄圧全圧力。以下同じ)の1.5倍の水圧力を2分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

第4 気密試験圧力

逃がし弁は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力の窒素ガス又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

第5 作動試験

逃がし弁は0.25メガパスカル以下の作動圧力で開放し、作動圧力以上3.5メガパスカル以下の閉止圧力で閉止すること。

第6 表示

逃がし弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- 1 製造者名又は商標
- 2 製造年又は型